

東京都公報

発行
東京都

目次

87

規則

○東京都特定個人情報保護評価規則……………（生活文化局広報広聴部情報公開課）…一
○知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則……………（同）…四

規則（教）

○東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則……………三

告示（選）

○東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規程……………三

規則（人）

○東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則……………三

告示（監）

○東京都監査委員が保有する特定個人情報の保護等に関する規程……………三

規則

東京都特定個人情報保護評価規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十六号

東京都特定個人情報保護評価規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百十一号。以下「条例」という。）第二十三条の規定に基づき実施する特定個人情報保護評価（同条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。以下同じ。）に関する、必要な事項を定めるものとする。

（評価の実施）

第二条 評価実施機関（条例第二十三条第一項に規定する評価実施機関をいう。）は、特定個人情報保護評価を行うに当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第二十六条第一項の規定により個人情報保護委員会（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十条に規定する個人情報保護委員会をいう。以下「委員会」という。）が定める特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に沿って行うものとする。

（特定個人情報保護評価の計画等を記載した書面の作成）

第三条 知事は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号。以下「委員会規則」という。）第三条の規定及び指針により、各評価実施機関が特定個人情報保護評価を計画的に実施し、特定個人情報保護評価の実施状況を適切に管理するための書面（以下「計画管理書」という。）を作成しなければならない。

（基礎項目評価）

第四条 評価実施機関は、特定個人情報ファイル（次の各号に掲げるものを除く。以下同じ。）を保有しようとする前に、次項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下「基礎項目評価書」という。）を作成するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、委員会規則第十一条に規定する重要な変更（以下「重要な変更」という。）を加えようとするときも、同様とする。

一 専ら評価実施機関の職員の人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

二 条例第二条第三項第二号に掲げる個人情報ファイルに該当するもの

三 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファ

イルに記録される本人の数の総数が千人未満であるもの

四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一條第一項の規定により設立された健康保険組合の保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録するもの

五 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二條第二項に規定する存続組合、同法附則第四十八條第一項の規定により指定された指定基金、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三條第一項第三号に規定する存続共済会又は地方公務員災害補償基金の保有する組合員若しくは組合員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録するもの

2 基礎項目評価書には、委員会規則第二條第一号に基づき、次の各号に掲げる事項を評価した結果を記載しておかなければならない。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 評価実施機関における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

（重点項目評価）

第五條 評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務が次の各号に該当する場合には、第四條第一項に規定する基礎項目評価書を作成するとともに、次項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下「重点項目評価書」という。）を作成するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 評価実施機関が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が一万人以上十万人未満である場合であつて、当該事務に従事する者の数が五百人以上であるとき又は当該評価実施機関において過去一年以内に特定個人情報に関する重大事故が発生したとき若しくは当該評価実施機関が過去一年以内に当該評価実施機関における特定個人情報に関

する重大事故の発生を知ったとき。

二 評価実施機関が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が十万人以上三十万人未満である場合であつて、当該事務に従事する者の数が五百人未満であるとき（当該評価実施機関において過去一年以内に特定個人情報に関する重大事故が発生したとき又は当該評価実施機関が過去一年以内に当該評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったときを除く。）。

2 重点項目評価書には、委員会規則第二條第二号の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を評価した結果を記載しなければならない。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 評価実施機関における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式
- 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

（全項目評価）

第六條 評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務が次の各号に該当する場合には、第四條第一項に規定する基礎項目評価書を作成するとともに、次項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下「全項目評価書」という。）を作成するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 評価実施機関が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が十万人以上三十万人未満である場合であつて、当該事務に従事する者の数が五百人以上であるとき又は当該評価実施機関において過去一年以内に特定個人情報に関する重大事故が発生したとき若し

くは当該評価実施機関が過去一年以内に当該評価実施機関における特定個人情報に
関する重大事故の発生を知ったとき。

二 評価実施機関が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特
定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が三十万人以上であるとき。

2 全項目評価書には、次の各号に掲げる事項を評価した結果を記載しておかなければ
ならない。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 評価実施機関における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び

電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、

蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をい

う。)その他これに伴う政令で定める措置をいう。)の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因

(評価書の作成)

第七条 評価実施機関は、前三条に規定する基礎項目評価書、重点項目評価書及び全項

目評価書を作成するに当たっては、それぞれ指針に定める様式及び方法によらなけれ

ばならない。

(評価書の公示)

第八条 評価実施機関は、条例第二十四条第一項の規定により、特定個人情報ファイ

ルを保有する前に、重点項目評価書及び全項目評価書(以下「公示対象評価書」とい

う。)を公示(法律第二十七条第一項に規定する公示をいう。以下同じ。)し、広く

都民の意見を求めるものとする。

(公示の時期)

第九条 評価実施機関は、公示対象評価書の公示を行うに当たっては、当該公示対象評
価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものである

ときは当該特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織を構築
する前に、当該公示対象評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織によ
り取り扱われるものでないときは当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施す
る体制その他当該事務の実施に当たり必要な事項の検討と併せて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報
ファイルを保有する又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合
は、評価実施機関は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報
ファイルに重要な変更を加えた後可能な限り早い時期に公示対象評価書の公示を行う
ものとする。

(公示の特例)

第十条 評価実施機関は、公示対象評価書の公示を行うに当たり、当該公示対象評価書

が犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若し

くは維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであると

きは、その全部又は一部を公示しないことができる。

2 前項に規定する場合のほか、評価実施機関は、公示対象評価書に記載した事項を公

示することにより、特定個人情報の適切な管理に著しい支障を及ぼすおそれがあると

認めるときは、当該公示対象評価書に記載する事項の一部を公示しないことができる。

(第三者点検の実施)

第十一条 評価実施機関は、条例第二十四条第二項の規定により、第八条の規定により

得られた意見を十分に考慮し必要な見直しを行った後、当該公示対象評価書及び当該

公示対象評価書と併せて作成した基礎項目評価書(以下「付加基礎項目評価書」とい

う。)に記載されている特定個人情報ファイルの取扱いに関して、東京都情報公開条

例(平成十一年東京都条例第五号)第三十四条に規定する東京都情報公開・個人情報

保護審議会の意見を聴くものとする。

(評価書等の提出)

第十二条 評価実施機関は、前条の意見を聴いた後、特定個人情報ファイルを保有する
前に、委員会に対し、公示対象評価書及び付加基礎項目評価書を速やかに提出するも
のとする。

2 評価実施機関は、次の各号に定める時期に、委員会に対し、基礎項目評価書（付加基礎項目評価書は除く。以下この項及び次条第二項において同じ。）を提出するものとする。

一 当該基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものである場合は、当該特定個人情報ファイルを保有する前であり、かつ、当該特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織を構築する前

二 当該基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものでない場合は、当該特定個人情報ファイルを保有する前であり、かつ、当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他当該事務の実施に当たり必要な事項の検討を完了する前

三 前二号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後可能な限り早い時期

3 評価実施機関は、委員会に対し、前二項の提出に併せて第三条の規定により作成した計画管理書を提出するものとする。

（評価書の公表）

第十三条 評価実施機関は、前条第一項の規定に基づき公示対象評価書及び付加基礎項目評価書を提出した後、速やかに当該公示対象評価書及び付加基礎項目評価書を公表（法第二十七条第四項に規定する公表をいう。以下同じ。）するものとする。

2 評価実施機関は、前条第二項に基づき基礎項目評価書を委員会に対して提出した後、速やかに当該基礎項目評価書を公表するものとする。

3 前二項の規定による公示対象評価書及び基礎項目評価書（以下「評価書」という。）の公表については、第十条の規定を準用する。

（評価書の修正）

第十四条 評価実施機関は、少なくとも一年ごとに、評価書に記載した事項の見直しを行うよう努めるものとし、評価実施機関が重大事故を発生させた場合その他当該評価

書に記載した事項に変更があった場合（重要な変更は除く。）は、速やかに当該評価書を修正し、委員会に提出するものとする。

2 評価実施機関は、前項の規定による提出をしたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（評価の再実施）

第十五条 評価実施機関は、前条第一項の規定による見直しを行った結果、当該事務において新たに特定個人情報保護評価を実施する必要がある場合には、速やかに特定個人情報保護評価を再実施しなければならない。

2 評価実施機関は、前項の規定にかかわらず、評価書を公表した日から五年を経過する前に、公表している評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情報保護評価を実施しなければならない。

（事務の実施をやめた旨の通知）

第十六条 評価実施機関は、公表した評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務の実施をやめたときは、遅滞なく、委員会に対しその旨を通知するものとする。

（任意の評価）

第十七条 評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務が第四条第一項各号に該当する場合又は第五条第一項各号若しくは第六条第一項各号の規定に該当しない場合であっても、任意で第四条から第六条までに規定する特定個人情報保護評価に係る措置を行うことができる。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十七号

知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都特定個人情報保護の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百十一号。以下「条例」という。）における知事が保有する特定個人情報の保護に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書の提出）

第二条 条例第二十七条第一項の規定に基づき開示請求をしようとする者は、保有特定個人情報開示請求書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

（開示請求者の確認）

第三条 条例第二十七条第二項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

- 一 個人番号カード
- 二 通知カード

三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの

2 条例第二十七条第二項及び第二十九条第一項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報保護の本人であることを証明するために必要な書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

- 一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして知事が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共

済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署、個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて知事が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか一つ

3 条例第二十七条第二項及び第二十九条第一項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報保護の本人の法定代理人又は任意代理人であることを証明するために必要な書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類及び法定代理人又は任意代理人に係る前項の書類（法定代理人又は任意代理人が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行又は発給された書類及び現に当該法人を代表して開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類その他の書類であつて知事が適当と認める書類（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）とする。

- 一 本人の代理人として開示請求をする者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他の資格を証明することができる書類として、知事が認める書類
- 二 本人の代理人として開示請求をする者が任意代理人である場合には、本人の委任状（別記第二号様式）

（開示決定通知書等）

第四条 条例第二十八条第二項に規定する書面は、次の表の上欄に掲げる場合につき、同表下欄に掲げる通知書とする。

一 条例第二十八条第一項の規定により保有特定個人情報保護の全部を開示する場合	保有特定個人情報開示決定通知書（別記第三号様式）
二 条例第二十八条第一項の規定により保有特定個人情報保護の一部を開示する場合	保有特定個人情報一部開示決定通知書（別記第四号様式）
三 条例第二十八条第一項の規定により保有特定個人情報保護の全部を開示しない旨の決定（条例第三十三条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報保護を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	保有特定個人情報非開示決定通知書（別記第五号様式）

2 条例第二十八条第三項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有特定個人情報開示請求）（別記第六号様式）とする。

3 条例第二十八条第六項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、当該開示請求者以外のものに係る情報の内容その他必要な事項とする。

4 知事は、条例第二十八条第六項の規定により開示請求者以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（別記第七号様式）により通知するものとする。

5 知事は、条例第二十八条第七項に規定する反対意見書が提出された場合において、当該反対意見書に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書（別記第八号様式）により反対意見書を提出したものに通知するものとする。

（電磁的記録に記録された保有特定個人情報の開示方法）

第五条 条例第二十九条第二項の規定により、電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。以下この項において同じ。）に記録された保有特定個人情報の開示は、電磁的記録に記録された当該保有特定個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録に記録された当該保有特定個人情報に係る部分をディスプレイ等映像又は音声の出力装置に出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、電磁的記録に記録された当該保有特定個人情報の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

（開示の実施等）

第六条 保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により受ける者は、保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書（別記第九号様式）を提出しなければならない。

2 保有特定個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、請求があった保有特定個人情報に記載された公文書一件につき一部とする。

3 知事は、保有特定個人情報に記載された公文書の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る保有特定個人情報に記載された公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有特定個人情報が記録

された公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

（未成年者又は本人の確認書の提出）

第七条 知事は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、当該未成年者が満十五歳に達しているときは、開示することが条例第三十条第八号に規定する事項に該当するかどうかを判断するために、当該未成年者に開示についての確認書（別記第十号様式）の提出を求めることができる。

2 知事は、任意代理人による開示請求がなされた場合は、当該開示請求の対象となる保有特定個人情報の内容が、本人による代理権の授権の範囲と合致するかどうかを判断するために、当該本人に対し、開示についての確認書（別記第十一号様式）の提出を求めなければならない。

（訂正請求書の提出）

第八条 条例第三十六条第一項の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、保有特定個人情報訂正請求書（別記第十二号様式）を知事に提出しなければならない。

（訂正請求者の確認等）

第九条 条例第三十六条第三項において準用する条例第二十七条第二項に規定する書類については、第三条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 知事は、訂正請求に係る保有特定個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（訂正決定通知書等）

第十条 条例第三十八条第二項に規定する書面は、保有特定個人情報訂正決定通知書（別記第十三号様式）とする。

2 条例第三十八条第三項に規定する書面は、保有特定個人情報非訂正決定通知書（別記第十四号様式）とする。

3 条例第三十八条第五項において準用する条例第二十八条第三項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有特定個人情報訂正請求）（別記第十五号様式）とする。（（事案移送通知書）

第十一條 知事は、条例第三十四條第一項又は第三十九條第一項の規定により事案を移送した場合は、事案移送通知書（開示請求・訂正請求）（別記第十六号様式）により開示請求者又は訂正請求者に通知するものとする。

（利用停止請求書の提出）

第十二條 条例第四十二條第一項の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、保有特定個人情報利用停止請求書（別記第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

（利用停止請求者の確認等）

第十三條 条例第四十二條第二項において準用する条例第二十七條第二項に規定する書類については、第三條第二項及び第三項の規定を準用する。

2 知事は、利用停止請求に係る保有特定個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止請求をしようとする者に対し、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（利用停止決定通知書等）

第十四條 条例第四十四條第二項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止決定通知書（別記第十八号様式）とする。

2 条例第四十四條第三項に規定する書面は、保有特定個人情報利用非停止決定通知書（別記第十九号様式）とする。

3 条例第四十四條第五項において準用する条例第二十八條第三項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有特定個人情報利用停止請求）（別記第二十号様式）とする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第十五條 知事は、条例第四十七條において準用する東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号。以下「個人情報保護条例」という。）第二十四條の三の規定により通知する場合は、審査会諮問通知書（別記第二十一号様式）によって行うものとする。

（審査会への提出資料等の閲覧等）

第十六條 条例第四十七條において準用する個人情報保護条例第二十五條の五第一項の

規定に基づき、個人情報保護条例第二十五條に規定する東京都個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を請求しようとする者は、審査会提出資料等閲覧・複写請求書（別記第二十二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・複写請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は複写の可否を決定し、審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書（別記第二十三号様式）、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書（別記第二十四号様式）又は審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書（別記第二十五号様式）により、当該閲覧・複写請求書を提出した者に通知するものとする。

（運用状況の公表）

第十七條 知事は、特定個人情報保護制度の運用状況を、東京都公報に登載することにより公表する。

（調整）

第十八條 特定個人情報保護制度の実施について必要な調整は、生活文化局長が行う。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

別記
第1号様式 (第2条関係)

保有特定個人情報開示請求書

年 月 日

東京都知事 殿

住所又は居所

請求者 氏 名

電 話 番 号

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第27条第1項の規定に基づき、次のとおり請求
します。

1 請求に係る保有特定個人情報 の本人の個人番号									
2 請求に係る保有特 定個人情報の内容									
3 開示の区分 (希望 する開示方法を○で 囲んでください。)	(1) 閲覧	(2) 複製	(3) 写しの交付						
4 法定代 理人又は 任意代理 人による 開示請求 の場合の 本人の氏 名等	本人の氏名	本人の住所 又は居所 及び電話番号	本人の状況 右のうち該当する ものを○で囲んで ください。	(1) 未成年者 (15歳未満)	(2) 未成年者 (満15歳以上)	(3) 成年被後見人	(4) 委任者		
※担当課処理 欄	本人の個人番号確認欄								
	請求者確認欄								
※備考									

- 注1 「請求に係る保有特定個人情報の内容」欄は、開示請求をしようとする保有特定個人情報
が特定できるよう具体的に記入してください。
- 2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加
え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 3 「本人の住所又は居所及び電話番号」欄には、本人の連絡先が本人の住所又は居所及び電
話番号と異なるときは、連絡先も併せて記入してください。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

第2号様式 (第3条関係)

保有特定個人情報開示請求委任状

年 月 日

東京都知事 殿

(代理人)

住所又は居所

氏名

私は、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第28条第2項に基づき、上記の者を代理人と定
め、以下の表の内容に係る保有特定個人情報に関して、同条第1項に規定する開示請求を行う権
限を委任します。

請求に係る 保有特定個人情報 の内容	
備考	

(委任者)

住所又は居所

氏名

印

電話番号

※ 全ての項目は、必ず委任者本人が記入のこと。

(日本工業規格A列4番)

第3号様式 (第4条関係)

保有特定個人情報開示決定通知書

第 年 月 日

様

東京都知事

印

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容			
2 保有特定個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分
	場所		
3 担当課			
4 備考	電話番号		

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。

注2 上記の日時においてにない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。

(日本工業規格A列4番)

第4号様式 (第4条関係)

保有特定個人情報一部開示決定通知書

第 年 月 日

様

東京都知事

印

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容			
2 保有特定個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分
	場所		
3 開示しない部分及びその理由	(東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条第 号に該当)		
4 担当課			
5 備考	電話番号		

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。

注2 上記の日時においてにない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。

注3 この決定に不服がある場合には、この決定があった日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であること、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

注4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記3の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第5号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報非開示決定通知書
様
東京 都 知 事
印

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 開示をしない理由	(東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条第 号に該当)
3 担当 課	
4 備 考	電話番号

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)、処分の取消しの訴えを提起することに対しては、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第6号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

決定期間延長通知書
(保有特定個人情報開示請求)
様
東京 都 知 事
印

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当 課	電話番号
6 備 考	

(日本工業規格A列4番)

第7号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

意見照会書

様

東京都知事

印

東京都特定個人情報保護の保護に関する条例に基づき、次のとおり_____に関する情報が
含まれた保有特定個人情報について開示請求がありました。
本件開示請求に係る保有特定個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「開示
決定等に係る意見書」により、_____年__月__日まで回答してください。

1 開示請求に係る保有 特定個人情報記録さ れた公文書の件名及び 作成年月日	
2 _____に関する 情報の内容	
3 担当課及び意見書 提出先	電話番号
4 備考	

(日本工業規格A列4番)

別紙

開示決定等に係る意見書

年 月 日

東京都知事 殿

住所又は居所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び(代表者の氏名)〕

_____年__月__日付 _____号で照会のおつた件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る保有 特定個人情報記録され た公文書の件名	
2 開示決定に対する反対 意思の有無	有 無
3 意見 (開示決定に反対 する理由)	

(日本工業規格A列4番)

第8号様式(第4条関係)

第 年 月 日 号

開示決定に係る通知書

様

東 京 都 知 事

印

年 月 日付の に関する情報が含まれた保有特定個人情報
の開示請求について、東京都特定個人情報保護の保護に関する条例第28条第1項の規定により、
次のとおり保有特定個人情報を開示することを決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有特定個人情報記録された公文書の件名	
2 開示決定をした理由	
3 開示をする日	年 月 日
4 担当課	
5 備考	電話番号

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対し異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であること、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、自分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であること、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをされた場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第9号様式(第6条関係)

保有特定個人情報の開示(写しの交付)申込書			領 収 書			領 収 書 控		
氏名(名称)及び住所(所在地)			氏名(名称)及び住所(所在地)			氏名(名称)及び住所(所在地)		
年 月 日付 第 号で通知があった保有特定個人情報の開示(写しの交付)を次のとおり申し込みます。			年 月 日付 第 号による保有特定個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。			年 月 日付 第 号による保有特定個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。		
保有特定個人情報の内容	開示の方法	金 額	保有特定個人情報の内容	開示の方法	金 額	保有特定個人情報の内容	開示の方法	金 額
	写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円
	写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円
納付額計		円	納付額計		円	納付額計		円
年 月 日			年 月 日			年 月 日		
東京都知事殿			職氏名			職氏名		
主管部課(所)名	局	課	主管部課(所)名	局	課	主管部課(所)名	局	課
(窓口控)			(請求者交付用)			(金銭出納員控)		


(日本工業規格A列4番)

第10号様式 (第7条関係)

第 年 月 日 号

様

東京 都 知 事



以下の確認書は、別紙保有特定個人情報開示請求書の写しのとおり、
 付記でああなたの法定代理人である様から請求があつたあなたを本人とする
 保有特定個人情報の開示について、あなたの自身を承認するものです。御自身で「同意する」
 「同意しない」のいずれかを○で囲んで、住所又は居所及び氏名を御記入の上、
 月 日までに返送してください。
 なお、開示に同意された場合であっても、東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条の規定
 により非開示となる場合があります。

確 認 書

私の法定代理人 _____ が私に代わつて別紙保有特定個人情報開示請求書の写しの
 とおり請求した私を本人とする保有特定個人情報について、私の法定代理人 _____ へ
 開示することに

1 同意する。

2 同意しない。

(「同意する」「同意しない」のいずれかを御自身で○で囲んでください。)

年 月 日

住所又は居所
氏 名

(氏名は、必ず御自身で書いてください。)


(日本工業規格A列4番)

第11号様式 (第7条関係)

第 年 月 日 号

様

東京 都 知 事



別紙保有特定個人情報開示請求書の写しのとおり、
 代理人である様から請求があつたあなたを本人とする保有特定個人情報開示は以
 下の内容となります。

請求に係る保有特定個人情報 の内容	
-------------------	--

以下の確認書は、上記の保有特定個人情報の開示について、あなたの自身を承認するもので
 す。御自身で「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んで、住所又は居所及び氏名を御記
 入の上、
 年 月 日までに返送してください。
 なお、開示に同意された場合であっても、東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条の規定
 により非開示となる場合があります。

確 認 書

私の任意代理人 _____ が私に代わつて別紙保有特定個人情報開示請求書の写しのと
 おり請求した私を本人とする保有特定個人情報について、私の任意代理人 _____ へ開示
 することに

1 同意する。

2 同意しない。

(「同意する」「同意しない」のいずれかを御自身で○で囲んでください。)

年 月 日

住所又は居所
氏 名

(氏名は、必ず御自身で書いてください。)

(日本工業規格A列4番)

保有特定個人情報訂正請求書

年 月 日

東京都知事 殿

住所又は居所
請求者 氏 名
電 話 番 号

東京都特定個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 開示された保有特定個人情報内容	
2 訂正を求める内容	
※担当課処理欄	請求者の請求資格確認欄 事実と合致することを証明する書類等
※備考	

- 注1 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。
- 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
 - 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。
 - ※印刷欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

保有特定個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

東京都知事

印

年 月 日付けの保有特定個人情報の訂正請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

1 開示された保有特定個人情報内容	
2 訂正する保有特定個人情報内容	
3 一部訂正とする理由 (一部訂正を行うときのみ記入)	
4 担当課	電話番号
5 備考	

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第14号様式 (第10条関係)

第 年 月 日

保有特定個人情報非訂正決定通知書

様

東京都知事

印

年 月 日付けの保有特定個人情報の訂正請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 訂正しない理由	
3 担当課	
4 備考	電話番号

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であることも、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、自分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると自分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、自分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第15号様式 (第10条関係)

第 年 月 日

決定期間延長通知書
(保有特定個人情報訂正請求)

様

東京都知事

印

年 月 日付けの保有特定個人情報の訂正請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第5項において準用する同条例第28条第3項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	電話番号
6 備考	

(日本工業規格A列4番)

第 年 月 日

事業移送通知書
(開示請求・訂正請求)

様

東京都知事

印

年 月 日付けであった開示請求又は訂正請求について、東京都特定個人情報法の保護に関する条例第34条第1項又は第39条第1項の規定により、次のとおり事業を移送したので通知します。

1 保有特定個人情報の件名	
2 事務担当課	局 (室) 部 (所) 課 電話 内線
3 移送を受けた実施機関における事務担当組織	電話 内線
4 移送をした日	
5 移送をした理由	
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。不明な点は、事務担当課にお問い合わせください。

(日本工業規格A列4番)

保有特定個人情報利用停止請求書

第 年 月 日

東京都知事 殿

住所又は居所
請求者 氏 名
電 話 番 号

東京都特定個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 開示された保有特定個人情報の内容	
2 利用停止請求の趣旨 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 利用の停止 (2) 消去 (3) 提供の停止
3 利用停止を求める理由	

※相対課処理欄	請求者の欄	
	請求資格確認欄	

※備考	
-----	--

注 1 「開示された保有特定個人情報の内容」欄は、請求をしようとする保有特定個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。
4 ※印欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

第18号様式 (第14条関係)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報利用停止決定通知書

様

東京都知事 東京都知事 印

年 月 日付けの保有特定個人情報の利用停止請求に対して、東京都特定個人情報保護に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることを決定したので通知します。

1 開示された保有特定個人情報内容	
2 利用停止の内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 担当課	
5 備考	電話番号

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第19号様式 (第14条関係)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報利用非停止決定通知書

様

東京都知事 東京都知事 印

年 月 日付けの保有特定個人情報の利用停止請求に対して、東京都特定個人情報保護に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報内容	
2 利用停止しない理由	
3 担当課	
4 備考	電話番号

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第 年 月 日

決定期間延長通知書
(保有特定個人情報利用停止請求)
様

東京都知事 印

年 月 日付けの保有特定個人情報利用停止請求に対して、東京都特定個人情報保護に関する条例第44条第3項において準用する同条例第28条第3項の規定により、次のとおり利用停止決定の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報内容	
2 東京都特定個人情報保護に関する条例第44条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	電話番号
6 備考	

(日本工業規格A列4番)

第 年 月 日

審査会諮問通知書
様

東京都知事 印

年 月 日付けの不服申立てについて、東京都特定個人情報保護に関する条例第47条において準用する東京都個人情報保護に関する条例第24条の規定により、次のとおり東京都個人情報保護審査会に諮問したので通知します。

1 不服申立てに係る決定及びその内容	
2 不服申立ての内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当課	電話番号
5 備考	

(日本工業規格A列4番)

第22号様式（第16条関係）

審査会提出資料等閲覧・複写請求書

年 月 日

東京都知事 殿

氏 名

郵便番号

請求者 住所又は居所

電 話

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

連絡先 氏 名

電 話

〔法人その他の団体の担当者その他〕
〔連絡可能な方を記載してください。〕

東京都特定個人情報の保護に関する条例第47条において準用する東京都個人情報保護の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき、次のとおり東京都個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧・複写を請求します。

1 請求する意見書又は資料の件名又は内容	
2 閲覧・複写の区分 （1）から（3）までのうち、該当するものを一つ〇で囲んでください。	（1） 閲覧 （2） 複写 （3） 閲覧した後に必要なものだけ複写

（日本工業規格A列4番）

第23号様式（第16条関係）

第 年 月 日

審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書

様

東京都知事

印

年 月 日付けであった審査会提出資料等閲覧・複写請求に対して、次のとおり承諾することとしたので通知します。

1 審査会提出資料等の件名又は内容			
2 閲覧又は複写の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
3 担当課	電話番号		
4 備 考			

（日本工業規格A列4番）

第 年 月 日

審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書

様

東京都知事

印

年 月 日付けであった審査会提出資料等閲覧・複写請求に対して、次のとおり一部承諾することとしたので通知します。

1 審査会提出資料等の 件名又は内容			
2 閲覧・複写を一部拒否 する理由			
3 閲覧又は複写の日時 及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
4 担当 課	電話番号		
5 備 考			

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となり、また、処分取消の訴えを提起することができません。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。))。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第 年 月 日

審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書

様

東京都知事

印

年 月 日付けであった審査会提出資料等閲覧・複写請求に対して、次のとおり拒否することとしたので通知します。

1 審査会提出資料等の 件名又は内容			
2 閲覧・複写を拒否する 理由			
3 担当 課	電話番号		
4 備 考			

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となり、また、処分取消の訴えを提起することができません。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。))。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

規則(教)

東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十三号

東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第四百十一号。以下「条例」という。)における東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)が保有する特定個人情報の保護に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書の提出)

第二条 条例第二十七条第一項の規定に基づき開示請求をしようとする者は、保有特定個人情報開示請求書(別記第一号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(開示請求者の確認)

第三条 条例第二十七条第二項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

一 個人番号カード

二 通知カード

三 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの

2 条例第二十七条第二項及び第二十九条第一項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報本人であることを証明するために必要な書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに

限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて、氏名及び出生の年月日若しくは住所(以下「個人識別事項」という。))が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして教育委員会が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署、個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて教育委員会が適当と認めるもの(個人識別事項の記載があるものに限る。))のうちからいずれか二つ

3 条例第二十七条第二項及び第二十九条第一項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報の本人の法定代理人又は任意代理人であることを証明するために必要な書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類及び法定代理人又は任意代理人に係る前項の書類(法定代理人又は任意代理人が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行又は発給された書類及び現に当該法人を代表して開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類その他の書類であつて教育委員会が適当と認める書類(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。))とする。

一 本人の代理人として開示請求をする者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他の資格を証明することができる書類として、教育委員会が認める書類

二 本人の代理人として開示請求をする者が任意代理人である場合には、本人の委任状(別記第二号様式)

(開示決定通知書等)

第四条 条例第二十八条第二項に規定する書面は、次の表の上欄に掲げる場合につき、